

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

第1条～第11条 略

第1条～第11条 略

第12条 市町村は、就学支援金の交付の申請をしようとするときは、様式39による交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

第12条 市町村は、就学支援金の交付の申請をしようとするときは、様式37による交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

第13条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき就学支援金を決定し、様式47とともに様式40による交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

第13条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、交付すべき就学支援金を決定し、様式45とともに様式38による交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式48により受給権者に通知しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式46により受給権者に通知しなければならない。

第14条 市町村は、就学支援金の変更の交付の申請をしようとするときは、様式41による変更交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

第14条 市町村は、就学支援金の変更の交付の申請をしようとするときは、様式39による変更交付申請書に関係書類を添えて、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

第15条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、就学支援金の変更の交付を決定し、様式50とともに様式42に

第15条 教育委員会は、前条の規定による就学支援金の変更の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、就学支援金の変更の交付を決定し、様式48とともに様式40に

よる変更交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式51により受給権者に通知しなければならない。

第17条 市町村は、就学支援金の支払を受けようとするときは、様式43による支払請求書を教育委員会に提出しなければならない。

第19条 市町村は、交付の決定を受けた就学支援金について、様式44による実績報告書を当該年度の教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

第20条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が就学支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、様式45による確定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村に交付すべき就学支援金の額が確定した場合において、既に当該確定した額を超える額が交付されているときは、当該市町村は、当該超える額に相当する就学支援金を返還しなければならない。

第24条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式47又は50により県立高等学校長に通知するものとする。

よる変更交付決定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式49により受給権者に通知しなければならない。

第17条 市町村は、就学支援金の支払を受けようとするときは、様式41による支払請求書を教育委員会に提出しなければならない。

第19条 市町村は、交付の決定を受けた就学支援金について、様式42による実績報告書を当該年度の教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

第20条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、報告に係る事業の成果が就学支援金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであることを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、様式43による確定通知書を市町村に通知するものとする。

2 市町村に交付すべき就学支援金の額が確定した場合において、既に当該確定した額を超える額が交付されているときは、当該市町村は、当該超える額に相当する就学支援金を返還しなければならない。

第24条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合（変更の場合を含む。）は、様式45又は48により県立高等学校長に通知するものとする。

2 県立高等学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、様式48又は51により受給権者に通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 県立高等学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、様式46又は49により受給権者に通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式 1

様式第1号（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条1項から第3項まで関係）

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

不受給申出書 高等学校等就学支援金の受給資格を辞退し、又は放棄します。

（上の3つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

◆次の2つの事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
---------	----------	---	---	---

生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
-------	---	------	------

保護者等の連絡先	電話番号	( ) -
生徒が在学する学校の名称	学年	年次
生徒が併修する学校の名称		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書及び不受給申出書の場合は、記載不要です。）

①現在の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	

◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、口にレ印を付けてください。

過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。

②過去の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	
	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。  
 ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者  
 ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間はその月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含みません。）

様式 1

様式第1号（第3条第1項、第10条第2項並びに第11条1項及び第2項関係）

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

不受給申出書 就学支援金の受給資格を辞退し、又は放棄します。

（上の3つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

◆次の2つの事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
---------	----------	---	---	---

生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
-------	---	------	------

保護者等の連絡先	電話番号	( ) -
生徒が在学する学校の名称	学年	年次
生徒が併修する学校の名称		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書及び不受給申出書の場合は、記載不要です。）

①現在の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	

◆過去に高等学校等に在学したことがない場合、口にレ印を付けてください。

過去の学校の在学期間がないため、②に記入はありません。

②過去の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	
	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。  
 ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者  
 ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間はその月数を1月の4分の3として計算。）が通算して36月を超えた者  
 \*（ただし、支給停止期間等は含みません。）

**【2. 保護者等の収入の状況について】（不受給申出書の場合は、記載不要です。）**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）  7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

(2)  月1日時点（□欄は申請・届出を行う月を記入。）における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	両親の課税証明書等を添付する場合	
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）	
		ア <input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合（配偶者控除を受ける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。）
		イ <input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割が課されていない場合
		ウ <input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） （未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	記入上の注意 2のホ参照
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥  所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦  親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）  
なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業（学び直し支援金）において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。  
省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更 等）

**【3. 確認事項】**

（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを承諾します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入してください。）

**【2. 保護者等の収入の状況について】（不受給申出書の場合は、記載不要です。）**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）  7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

(2)  月1日時点（□欄は申請・届出を行う月を記入。）における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	両親の課税証明書等を添付する場合	
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）	
		ア <input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合（配偶者控除を受ける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。）
		イ <input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割が課されていない場合
		ウ <input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） （未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	記入上の注意 2のホ参照
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥  所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦  親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）  
なお、(1)の課税証明書等の内容が、この制度又は高等学校等修学支援事業（学び直し支援金）において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。  
省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更 等）

**【3. 確認事項】**

（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを承諾します。

この制度において収集する個人情報について、高知県が実施する高等学校等修学支援事業（学び直し支援金）及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入してください。）

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉強に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

## 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含まれます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

## 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉強に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

## 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含まれます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

## 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)-1②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 (2)-1②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)-1④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)-1①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)-1④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。  
 (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

#### 留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・再婚・死別、養子縁組等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）

ヘ 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)-1②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
 (2)-1②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)-1④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)-1①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)-1④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。  
 (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

#### 留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・再婚・死別、養子縁組等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）

ヘ 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式 7

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県を被告として(訴訟において〇〇都道府県を代表する者は、公立学校については〇〇都道府県教育委員会、私立学校については〇〇都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 7

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

本通知結果に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に文部科学大臣に対して、審査請求をすることができます。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

郵便番号100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(6734)〇〇〇〇



様式 13

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長  
〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律に定める所得制限に係る要件に該当することとなったため、平成 年 月～平成 年 月分の高等学校等就学支援金については、支給しないこととなりました。

なお、平成 年7月分以降の高等学校等就学支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、平成 年7月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

1 認定番号	14-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等就学支援金支給者	高知県教育委員会

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。  
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。  
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 13

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長  
〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律に定める所得制限に係る要件に該当することとなったため、平成 年 月～平成 年 月分の高等学校等就学支援金については、支給しないこととなりました。

なお、平成 年7月分以降の高等学校等就学支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、平成 年7月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

1 認定番号	14-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等就学支援金支給者	高知県教育委員会

本通知結果に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に文部科学大臣に対して、審査請求をすることができます。

まず、審査請求を行う前に、処分に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。  
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

郵便番号100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(6734)〇〇〇〇

様式 19

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する高等学校等就学支援金の支払が一時差し止められることとなりました。

1 認定番号	14-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 支払が差し止められる就学支援金の支給月	平成〇年 7 月 ～ 平成〇年 6 月

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。  
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。  
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 19

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する高等学校等就学支援金の支払が一時差し止められることとなりました。

1 認定番号	14-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 支払が差し止められる就学支援金の支給月	平成〇年 7 月 ～ 平成〇年 6 月

本通知結果に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に文部科学大臣に対して、審査請求をすることができます。

まず、審査請求を行う前に、差し止めに至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。  
高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

郵便番号 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(6734)〇〇〇〇

様式 2 3

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給の停止について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第 8 条第 1 項及び同法施行規則第 10 条第 1 項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 14-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 支給期間             | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月  |
| 7 支給停止期日           | 平成〇年〇月           |

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式 2 3

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給の停止について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第 8 条第 1 項及び同法施行規則第 〇条第 〇項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 14-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 支給期間             | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月  |
| 7 支給停止期日           | 平成〇年〇月           |

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式 2 4  
様式第 3 号 (第 10 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道 府県		市区 町村	
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道 府県		市区 町村	
	学校設置者の名称				
	復学日	平成	年	月	日

就学支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「収入状況届出書」(様式第 1 号)を併せて提出してください。ただし、既に支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 平成 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式 2 4  
様式第 3 号 (第 10 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道 府県		市区 町村	
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道 府県		市区 町村	
	学校設置者の名称				
	復学日	平成	年	月	日

就学支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「『保護者等の収入の状況に関する事項』に係る届出書」(様式第 1 号)を併せて提出してください。ただし、既に支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 平成 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式 27

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給の再開について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第10条第2項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 14-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 支給期間             | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月  |
| 7 支給停止期日           | 平成〇年〇月           |
| 8 支給再開期日           | 平成〇年〇月           |

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式 27

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給の再開について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第〇条第〇項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 14-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 支給期間             | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月  |
| 7 支給停止期日           | 平成〇年〇月           |
| 8 支給再開期日           | 平成〇年〇月           |

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式 28

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金の支給実績証明書発行申請書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第12条に基づき、貴都道府県における、高等学校就学支援金の支給実績証明書の発行を申請します。

申出者の氏名	<small>(ふりがな)</small>			
	姓		名	
生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所	<small>(ふりがな)</small>			
	都道 府県		市区 町村	
高等学校等の設置者の名称				
高等学校等の名称				
	国立 ・ 公立 ・ 私立			
	学校の種類 ・ 課程 ・ 学科 :			
高等学校等の所在地	都道 府県		市区 町村	
高等学校等における認定番号				

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

申請者署名

\_\_\_\_\_

様式 28

平成 年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金の支給実績証明書発行申請書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第〇条に基づき、貴都道府県における、高等学校就学支援金の支給実績証明書の発行を申請します。

申出者の氏名	<small>(ふりがな)</small>			
	姓		名	
生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所	<small>(ふりがな)</small>			
	都道 府県		市区 町村	
高等学校等の設置者の名称				
高等学校等の名称				
	国立 ・ 公立 ・ 私立			
	学校の種類 ・ 課程 ・ 学科 :			
高等学校等の所在地	都道 府県		市区 町村	
高等学校等における認定番号				

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

申請者署名

\_\_\_\_\_

様式 29

文 書 番 号  
平 成 年 月

文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給実績証明書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第12条に基づき、下記のとおり、高等学校等就学支援金を支給したことを証明します。

認定番号			
氏 名	<small>(ふりがな)</small>		
	姓		名
生年月日	昭和 平成	年	月 日
在学期間	平成	年 月	～ 平成 年 月
支給停止期間	平成	年 月	～ 平成 年 月
残支給月数			
履修単位数			
残支給単位数			
高等学校等の設置者の名称			
高等学校等の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立		
	学校の種類・課程・学科：		

様式 29

文 書 番 号  
平 成 年 月

文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給実績証明書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第〇条に基づき、下記のとおり、高等学校等就学支援金を支給したことを証明します。

認定番号			
氏 名	<small>(ふりがな)</small>		
	姓		名
生年月日	昭和 平成	年	月 日
在学期間	平成	年 月	～ 平成 年 月
支給停止期間	平成	年 月	～ 平成 年 月
残支給月数			
履修単位数			
残支給単位数			
高等学校等の設置者の名称			
高等学校等の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立		
	学校の種類・課程・学科：		

